WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2026 年 4 月号 | No. 04/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。



世界知的財産の日を祝うイベントに是非ご参加下さい

今月の PCT ニュースレターが発行される頃、各国の知財庁、法律事務所、企業やその他関係者が、世界知的財産の日 2026 記念イベントを開催中です。

例年、世界知的財産の日では、特定のテーマに焦点を当て、知的財産 (IP) とイノベーションがもたらす力とその価値を探求しています。世界知的財産の日は、IP の創出者、IP 関連サービスの利用者、そし

今月号のその他のトピックス: WIPO 現事務局長が再任 — モルドバ共和国が EPO に加入 — 詐欺メールに関する注意喚起 — PCT 出願公開スケジュールが変更 — PCT 部長が退職 — PCT アップデート — 今後の PCT 研修 — 実務アドバイス

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

て一般の人々の間で認識を高め、理解を深める絶好の機会です。 本年のテーマは、スポーツの分野において IP が果たす重要な役割に着目しています。

WIPO は独自の世界知的財産の日記念イベントを実施しているほか、他の関係者が催すキャンペーンを支援するため、様々な情報や無料で利用可能な資料も提供しています。

独自のキャンペーンを企画するのに遅すぎることはありません。多くのイベントや記念行事が世界知的財産の日である 4 月 26 日に実施されましたが、キャンペーン活動は今後も継続されます。

詳細は、WIPO 世界知的財産の日ウェブページにアクセスして下さい。(訳者注: WIPO 日本事務所による世界知的財産の日記念イベントも開催されました。)

WIPO 加盟国がダレン・タンを事務局長として再任

シンガポール国籍のタン事務局長が、今後 6 年間も WIPO のトップを務めることに



ダレン・タン (Daren Tang) が、世界知的所有権機関 (WIPO) の事務局長に再任され、6 年間の任期を 2 期連続で務めることになりました。

4 月 21 日に臨時会合が開かれ、加盟国総会、パリ条約同盟国総会並びにベルヌ条約同盟国総会は、同機関の調整委員会による指名に基づき、タン現事務局長を正式に再任しました。新たな任期は 10 月 1 日に始まります。

シンガポール国籍のタン事務局長は、2020 年 10 月から WIPO を主導してきました。それ以前は、シンガポール政府高官の役職を担い、そのうち 5 年間は、シンガポール知的財産庁 (IPOS) 長官を務めました。

タン事務局長の優先課題には、PCT (特許協力条約) やその他の WIPO 知的財産サービス近代化の指揮、カスタマーサービスの変革並びにデジタル技術を活用した WIPO サービスの効率性とアクセシビリティの向上などが含まれます。

詳細は、WIPO ウェブサイトをご参照下さい。

モルドバ共和国が欧州特許機構に加入

モルドバ共和国は、2026 年 6 月 1 日に欧州特許機構 (EPO) の 40 か国目の締約国となる予定です。

この加入を受けて、同日以降に出願される全ての国際出願は、欧州特許ののモルドバ共和国の指定を含みます。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

モルドバ議会は、2026 年 2 月 5 日、欧州特許条約 (EPC) への加入を承認し、同国は 3 月 25 日に正式に EPC への加入書を寄託しました。

詳細は、EPO ウェブサイト上のニュースをご参照下さい。

【注意喚起】 WIPO や知財庁を装った詐欺メールにご注意下さい

WIPO は、PCT ユーザをはじめとする知的財産権者に対し、世界各地で特許・商標出願人を標的とした巧妙なメール詐欺に注意するよう警告しています。

一部の悪質な人物が「admin@wipo-office.com」などの偽のメールアドレスを使って、世界知的所有権機関 (WIPO) や欧州特許庁 (EPO)、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) などの主要な知的財産機関になりすました、詐欺目的の偽造メールを送信しています。

これらの詐欺メールは、公式機関からの正式な連絡であるかのように装って、商標や特許関連サービスに関する支払いを要求します。「支払いを行わないとあなたの知的財産権に問題が発生する」といった文言で緊急性を演出して圧力をかけ、被害者に送金を迫る手口です。

WIPO や EPO、EUIPO のいずれの機関も、突然メールで一方的に支払いを要求したり、非公式に接触して機密性の高い財務情報の提供を求めることは一切ありませんので、十分にご注意下さい。

詐欺メールの文面例をご確認下さい。

PCT 制度は、長年の課題である詐欺行為に対処するため多くの措置を実施し成果を上げてきましたが、World Trademark Review 誌の最新記事が説明しているように、専門家は、より巧妙かつ大規模な詐欺が知的財産サービス全般に対して高まる脅威となっていることを懸念しています。

【要警戒】 ご自身やビジネスを守るために

- 差出人のメールアドレスをよく確認して下さい。WIPO のメールアドレスは、必ず末尾が「@wipo.int」のみで終わります。ただし、メールアドレスの偽装 (スプーフィング) も可能ですので、表示されている差出人メールアドレスにカーソルを合わせて、同じアドレスが表示されることを確認して下さい。
- 不審なメールに記載されているリンクや添付ファイルは、クリックしないで下さい。
- 心当たりのないメールで突然支払いを要求された場合、支払いを実行しないで下さい。
- 不審なメールや連絡を受け取った場合は、差出人とされている知財庁や機関の公式ウェブサイトにアクセスして、直接お問い合わせ下さい。
- 不審なメールを受け取った場合、お住いの地域のサイバーセキュリティを管轄する当局と、差出人として偽装された知財庁や機関に知らせて下さい。

詐欺メールで狙われた可能性があると思われる方は、WIPO までご連絡下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 出願公開スケジュールの変更

2026 年 5 月 14 日の公開

2026 年 5 月 14 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、同日に通常公開される予定であった PCT 出願や公示 (PCT 公報) は、代わりに 2026 年 5 月 15 日 (金) に公開されます。

但し、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。従って、国際公開に反映させたい変更は、2026 年 4 月 28 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ夏時間) までに国際事務局に到達する必要があります。

PCT 法務・ユーザ関連部部長が長年の勤務を経て退職

30 年以上にわたり PCT 制度の構築に貢献したマシュー・ブライアンが退職へ

2026 年 4 月末をもって、WIPO の PCT 法務・ユーザ関連部部長として PCT を見守ってきたマシュー・ブライアン (Matthew Bryan) が退職します。

マシュー・ブライアン部長は 1992 年に WIPO の PCT 法務部へ弁護士として入職し、22 年前に現職に就任して以来、 PCT 制度の発展に重要な役割を果たしてきました。

彼は PCT ニュースレターの読者に向けて、次の別れのメッセージを寄せました。

> 私が WIPO の PCT 法務部に若手弁護士として在籍していた 1994 年、当時のブッソ・バルテルス (Busso Bartels) 部長は、世界中の PCT ユーザに定期的に情報を発信し、PCT 関連の動向について最新情報を提供するための手段として PCT ニュースレターの発行を決定しました。過去 32 年間にわたり、非常に献身的な数名の同僚が本ニュースレターの編集者を務めており、私は 20 年以上その発行を監修してきました。
>
> 私が WIPO に在籍している間、PCT は極めて著しい成長と発展を遂げてきました。1992 年に WIPO に入職した当初、PCT の締約国数は 50～60 か国であり、同年の PCT 出願件数は 26,000 件に満たない状況でした。皆様もご存じの通り、その後、締約国数 (現在 158 か国) と出願件数 (2025 年は 275,900 件) の両面で飛躍的な成長が見られました。
>
> 退職を前にこの場をお借りして PCT ユーザコミュニティの皆様に感謝の意をお伝えしたいと思います。長年にわたり PCT 制度を信頼し、ご利用いただき、また WIPO の PCT 担当職員と積極的に連携してくださったことに、心より感謝申し上げます。私と PCT の同僚たちは、アンケートやセミナー、ウェビナー、会議を通じて皆様からいただいたフィードバック、そして PCT の利用経験から寄せられたご意見を大変ありがたく思っております。フィードバックやご意見は制度の改善に役立ち、皆様により有益な PCT 関連資料を提供することが可能となりました。
>
> また、この 33 年以上にわたり共に働く機会に恵まれた、献身的な WIPO PCT の多くの同僚たちにも深く感謝しています。WIPO PCT の同僚たちは私にとって、卓越したカスタマーサービスを提供する能力、プロ意識、そして決意を実践する素晴らしい模範となってくれました。
>
> 特許の運用制度として 48 年近くに及ぶ歴史の中で PCT が成し遂げてきた数々の成果がある一方で、私たちは当然のことながら、まだやるべきことが山積していることを痛感しています。長ら

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

く待ち望まれてきた法的枠組みの改善について合意し実施すること、技術的な改善を促進すること、そして PCT 制度が本来あるべき姿で確実に機能するためには、PCT 加盟国の特許庁との協力を継続していく必要があります。長年にわたり WIPO の PCT 部で培った経験から、PCT の有能な同僚たちの手腕のもと、PCT の効率的且つ建設的で勤勉な取組みは、今後も継続されるものと確信しています。

心より感謝を込めて。

マット (Matthew Bryan)

PCT アップデート

AT: オーストリア (同庁の電話番号)
AU: オーストラリア (同庁が認める物理媒体の種類)
CL: チリ (カラー図面)
DE: ドイツ (代理人に関する要件、国内段階移行の要件)
DK: デンマーク (手数料)
ES: スペイン (仮保護、国内手数料の免除、減額又は払戻し、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)
GB: 英国 (手数料)
KR: 韓国 (手数料)

2026 年 6 月 1 日より、PCT 手数料表に表示されている、韓国知識財産処 (MOIP) に支払う取扱手数料の韓国ウォンでの換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (KR) が更新されました)

NL: オランダ (王国) (同庁の電話番号とウェブアドレス)
PL: ポーランド (同庁のウェブアドレス、国内段階移行の要件)
RU: ロシア連邦 (同庁の電話番号、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)
SE: スウェーデン (国内法令と手続に関する変更)
TN: チュニジア (同庁の電子メールアドレス)
UY: ウルグアイ (手数料)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 5 月 1 日より、オーストラリア特許庁が行う国際調査の調査手数料について、ユーロでの換算額が新しくなります。

2026 年 6 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

エジプト知的財産機関 スイスフラン、ユーロ、米国ドル

シンガポール知的財産庁 日本円

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

日本国特許庁 (JPO) シンガポールドル、米国ドル

韓国知識財産処 (MOIP) スイスフラン

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU、EG、JP、KR、SG) が更新されました)

配列表に関連する書類の種類

ePCT と PATENTSCOPE での書類名の変更

ePCT と PATENTSCOPE において、配列表に関連する書類の種類が若干簡素化されました。

以下の表は、一部の書類名が変更された改訂後の書類の種類と名称を示しています。なお、削除された書類については、取り消し線が表示されています。

次の書類、「(規則 13 の 3) 配列表 - 補充」、「(規則 13 の 3) 配列表 - 訂正」と「(規則 91) 国際予備審査機関により訂正された規則 13 の 3 に基づく配列表」 は、不要と判断されたため削除されました。これらの文書は、国際出願の一部を構成しません。何らかの理由で規則 13 の 3 に基づく配列表に誤りがある場合には、その変更が補充によるものか訂正によるものかを特定することなく、新しい配列表と差し替えることが可能です。

書類「(規則 13 の 3) 配列表に関する陳述書 (国際調査目的)」は、「配列表の陳述書」と重複しているため削除され、「配列表に関する情報」と「配列表」は、既に適用されなくなりました。

ePCT/PATENTSCOPE における従前の書類名	**ePCT/PATENTSCOPE** における変更後の書類名
Sequence Listing 配列表	Sequence Listing 配列表
Sequence listing for the purposes of international search (Rule 13*ter*) (規則 13 の 3) 配列表 (国際調査目的)	Sequence Listing 13*ter* 配列表 (規則 13 の 3)
Statement relative to Seq List for the purposes of international search (Rule 13*ter*) (規則 13 の 3) 配列表に関する陳述書 (国際調査目的)	~~Statement relative to Seq List for the purposes of international search (Rule 13*ter*)~~ 削除
Certified Copy Seq List Placeholder Page 配列表の認証謄本のプレースホルダーページ	Sequence Listing - Certified Copy Placeholder Page 配列表 - 認証謄本のプレースホルダーページ
Sequence Listings Statement 配列表に関する陳述書	Sequence Listing Statement 配列表に関する陳述書
Sequence Listing as originally filed 出願時の配列表	Sequence Listing as originally filed (replaced under Rule 12, 26 or 91) 配列表 - 出願時 (規則 12、26 又は 91 に基づく差替え)
Seq. List. Info 配列表に関する情報	~~Seq. List. Info~~ 削除
Sequence Listing – Correction 配列表 - 補充	Sequence Listing Corrected under Rule 26 配列表 - 規則 26 に基づく補充後

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

Sequence Listing – Rectification 配列表 - 訂正	Sequence Listing Rectified by the International Searching Authority (Rule 91) 配列表 - 国際調査機関により訂正された (規則 91)
Purported Sequence Listing (not in compliance with ST.26) 配列表として提出された書類 (ST.26 に準拠していない)	Purported Sequence Listing (not in compliance with ST.26) 配列表として提出された書類 (ST.26 に準拠していない)
Sequence Listing - Rectification - Rule 13*ter* (規則 13 の 3) 配列表 - 訂正	~~Sequence Listing - Rectification - Rule 13*ter*~~ 削除
Sequence Listing Incorporated by Reference (Rule 20.6) (規則 20.6) 引用により補充された配列表	Sequence Listing Incorp. By Ref. (Rule 20.6) 配列表 - 引用により補充された (規則 20.6)
Translation of Sequence Listing for the purposes of international publication 配列表の翻訳文 (国際公開目的)	Sequence Listing - Translation for the purposes of international publication 配列表 - 国際公開のための翻訳文
Translation of Sequence Listing for the purposes of international search 配列表の翻訳文 (国際調査目的)	Sequence Listing - Translation for the purposes of international search 配列表 - 国際調査のための翻訳文
Sequence Listing Validation Report 配列表検証レポート	Sequence Listing Validation Report 配列表検証レポート
Sequence Listing - Amendment - Article 34 配列表 - 補正 - 条約第 34 条	Sequence Listing Amendment Art.34 配列表 - 条約第 34 条に基づく補正後
Sequence Listings IPRP II 配列表 - 特許性に関する国際予備報告 (第 II 章)	Sequence Listing - IPRP II Annex 配列表 – 特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) 附属書
Sequence Listing - Correction - Rule 13*ter* (規則 13 の 3) 配列表 - 補充	~~Sequence Listing - Correction - Rule 13*ter*~~ 削除
Sequence listing - later submitted (Rule 20.5) (規則 20.5) 配列表 - 後に提出された	Sequence Listing - later submitted (Rule 20.5) 配列表 - 後に提出された (規則 20.5)
Sequence listing - later submitted (Rule 20.5*bis*) (規則 20.5 の 2) 配列表 - 後に提出された	Sequence Listing - later submitted (Rule 20.5*bis*) 配列表 - 後に提出された (規則 20.5 の 2)
Sequence Listing Rectified by the International Preliminary Examining Authority (Rule 91) (規則 91) 国際予備審査機関により訂正された配列表	Sequence Listing Rectified by the International Preliminary Examining Authority (Rule 91) 配列表 - 国際予備審査機関により訂正された (規則 91)
Sequence List Tables 配列表	~~Sequence List Tables~~ 削除
Sequence listing under Rule 13*ter* Rectified by the International Preliminary Examining Authority (Rule 91) (規則 91) 国際予備審査機関により訂正された規則 13 の 3 に基づく配列表)	~~Sequence listing under Rule 13*ter* Rectified by the International Preliminary Examining Authority (Rule 91)~~ 削除
Translation of Sequence Listing for the purposes of Supplementary International Search 配列表の翻訳文 (補充国際調査目的)	Sequence Listing - Translation for the purposes of Supplementary International Search 配列表 – 補充国際調査のための翻訳文

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

文書 Minimal Specifications (MinSpec) for Electronic PCT Document Exchange が、上記の変更を反映し更新されました。現在適用中のバージョンは、バージョン 4.9 です。

今後の PCT 研修

PCT Basics Webinar Series

PCT Basics Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) のエピソード 5 「優先権主張の重要性とその関連手続」が、2026 年 4 月 28 日午後 3 時から 4 時 (中央ヨーロッパ夏時間) まで配信予定です。PCT 法務・ユーザ関連部副部長のマティアス・レイシュレ - パーク (Matthias Reischle-Park) が、優先権の主張の概念に関する背景を解説し、優先権の主張、補正と回復について詳しく見ていきます。

当ウェビナーは無料であり、シリーズ前回のウェビナーに不参加であっても、役立つ情報が得られる内容となっています。当ウェビナーへの参加は、こちらからご登録下さい。

また、

- 訳者注: 日本語での PCT 基礎ウェビナーシリーズ、エピソード 3 「PCT 手続の期限をマスターする」とエピソード 5 「優先権主張の重要性とその関連手続」は、併せて 2026 年 6 月 2 日 (火曜日) 日本時間の午後 4 時に配信予定です。こちらからご登録下さい。
- エピソード 4 「ePCT 出願の活用」 の中国語ウェビナーが、2026 年 5 月 5 日北京時間の午後 3 時から 4 時まで配信予定です。こちらからご登録下さい。
- 同じくエピソード 4 「ePCT 出願の活用」の韓国語ウェビナーが、2026 年 4 月 27 日韓国時間の午後 3 時半から 4 時半まで配信予定です。こちらからご登録下さい (訳者注: 当ウェビナーは配信済みであり、登録は既に終了しています)。

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日の期間中に、WIPO Academy website から行って下さい。

実務アドバイス

PCT を利用して発明に対する特許以外の保護を求めること

Q: 私は自国で特許を取得しました。他の海外市場にも保護を拡大したいと考えていますが、得られる資金はごく限られていると見込んでおり、また、それほど関心を持っていない市場もいくつかあります。PCT を利用して一部の国で特許以外の保護を取得することは可能でしょうか？

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

発明に対して代替的な保護の種類を規定する国内又は広域法令が存在する地域では、PCT を通じて特許以外の保護の種類を求めることができます。特許に代わる一般的な選択肢の一つは実用新案であり、その他にも追加証、追加特許や発明者証など、実用新案に類似した保護形態が存在します。

実用新案の取得や維持に適用される国内又は広域手続は、通常、より簡素で費用も安く迅速であり、実体審査はほとんど、或いは全く行われません。進歩性などの特定の要件は、さほど厳しくないか、存在しない場合もあります。但し、実用新案の保護期間は特許よりも短くなります。実体審査がほとんど、或いは全く行われないため、実用新案は、通常、特許ほど「強力」ではなく、有効性に関する法的確実性も低くなります。

発明に対する代替的な保護形態の詳細は、国内制度によって異なります。一部の国では、実用新案は製品発明に限り且つ限定された技術分野でのみ取得可能であり、さらに、技術的、化学的、生物学的プロセスは、実用新案の保護の対象とならない場合があります。

重要な点として、PCT 制度は、発明に対する代替的な保護形態を求めることを可能にする一方で、商標や意匠などの知的財産権は対象としていません。WIPO は、こうした知的財産権のために、例えば商標に関するマドリッド制度や意匠に関するハーグ制度など、他の国際的な保護制度を提供しています。

PCT を通じて国際出願する場合、PCT 願書を提出することで、国際出願日時点で PCT の下で利用可能な全ての指定国について、当該各国で利用可能な全ての種類の保護が、自動的且つ包括的に適用されることになります (PCT 第 2 条(ii)、 第 43 条、第 44 条、規則 4.9(a))。また、該当する場合には、広域と国内特許の両方についても、指定国において得られる全ての種類の保護が適用されます (PCT 第 45 条、規則 4.9(a)(ii))。

PCT 手続の国際段階では、保護の種類に関して表示する必要はなく、願書様式や ePCT 出願においても保護の種類を表示する欄は設けられていません。そのため、出願人は、国内段階に移行するまで選択肢を保留しておくことが可能です。具体的な保護の種類を選択するのは、各指定官庁への出願時となります。国際段階での手数料は、最終的にどの種類の保護を求めるかに関わらず同一料金です。

但し、出願人が、PCT 出願が追加特許、追加証、追加発明者証、若しくは追加実用証 (PCT 規則 4.11(a)(i))、或いは先の出願の継続出願若しくは一部継続出願 (PCT 規則 4.11(a)(ii)) として取り扱われることを希望する場合には、願書に特定の表示が必要となることがあります。

各官庁で取得可能な保護の種類に関する情報は、Types of Protection Available via the PCT in PCT Contracting States の表と PCT 出願人の手引の国内章に掲載されています。また、各国における代替的な保護形態に関する法令の詳細は、WIPO Lex データベースに掲載されています。実用新案に関する基本情報やよくある質問 (FAQs) は、WIPO の実用新案に関するウェブページからご利用下さい。

一部の国では、出願人が二種類以上の保護を選択できることを認めており、そのような場合には、出願人は、指定官庁に対して、主として求める保護の種類を表示するよう求められることがあります (PCT 規則 49 の 2.1(b))。一部の法域では、実用新案と特許による保護は、代替関係にあるというよりは補完的な関係にある場合があり、出願人は、特許の付与を待つ間に実用新案を取得できる可能性があります。さらに、一部の国では、一の種類の保護を他の種類の保護に変更することができる旨を規定しています (PCT 規則 49 の 2.2(b))。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

広域特許機関の加盟国の中には、特許以外の保護を提供しているものの、「国内ルートを閉鎖」している国があります。これは、当該国については広域特許のみ指定可能であり、PCT 経由では当該国については他の種類の保護を取得できないことを意味します。例えば、フランスは国内ルートを閉鎖しているため、certificat d'invention（発明証）はフランス国内で直接出願する場合に限り請求が可能です。なお、上述した表と PCT 出願人の手引には、PCT 経由では取得できない保護の種類については記載されていません。

現地の特許制度が複数の保護の選択肢を提供している場合、それぞれの保護について具体的な特徴を慎重に検討・比較し、どの保護手段が自身の発明のために且つどの市場において適しているのかを判断する必要があります。例えば、既存の製品に改良を加えたものの、その改良が特許を取得できるほどの十分な進歩性を有しているとは見なされない場合や、関係する製品のライフサイクルが短いと予想される場合、対象となる市場において実用新案や類似の保護手段が取得可能であれば、それらを検討する価値があるでしょう。

このトピックに関する追加情報は、過去の PCT ニュースレター以下の号の実務アドバイスに掲載されています。

- 2022 年 4 月号: 国際出願を特定の国において特許以外の保護を求める出願として取り扱われるよう請求すること
- 2018 年 5 月号: どの指定官庁が実用新案による保護を提供するかを知る方法と、国際出願に関してそのような保護を請求する方法
- 2018 年 4 月号: 特許による保護の代わりに実用新案による保護を求めること
- 2004 年 11 月号: 国際出願における指定国の確認方法; 広域特許のためにのみ指定される締約国

PCT ニュースレター読者の皆様からの「実務アドバイス」のトピック案を募集しています。ご提案いただいた全てのトピックスを掲載できるとは限りませんが、皆様からのご意見は真摯に検討させていただきます。ご意見・ご要望は pct.newsletter@wipo.int までお送り下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY